



世田谷区による整備工事を行った場合、こんな制度があります。  
 区による拡幅整備が完了し適正と認められた場合は、申請に基づき助成金等を交付します。  
 ただし、他の助成制度を活用した場合は、この助成制度等を重複して受けることはできません。

**奨励金**

二面以上の道路に接し、二面以上又は一面と隅切りを寄附いただいた場合、2項道路の後退用地、東京都建築安全条例の隅切り用地については、土地所有者に次の表のとおり合計200万円を上限として奨励金を交付します。  
 ※後退用地一面と隅切り用地の寄附については、隅切り用地のみ奨励金交付の対象です。  
 ※位置指定道路の後退用地、隅切りについては奨励金交付の対象外です。

区分	算出方法
隅切り用地	面積 × 平均路線価 <sup>※</sup> × 1/2
後退用地 (2面以上の寄附)	それぞれの面積 × それぞれの路線価 <sup>※</sup> × 1/4

※路線価：相続税を算定する際に路線ごとに財産評価の基準として決められている地価

**助成金** 家の建替えや増改築を伴わない場合 次のとおり撤去費用などの一部を助成します。

**隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去**

撤去に要した費用（撤去に伴う補修工事を含む）に相当する額 上限 200,000円  
 ※隣地境界に沿った工作物とそれを支える基礎までが対象となります。道路に平行な工作物は対象外です。

**水道メーター、地下埋設配管等の撤去**

撤去に要した費用（撤去に伴う切り回し工事を含む）に相当する額 上限 300,000円  
 配管が複数あるなど一部条件に該当する場合は 上限 500,000円

**工作物の撤去**

門柱、塀、生垣、垣根等  
 5,000円/m

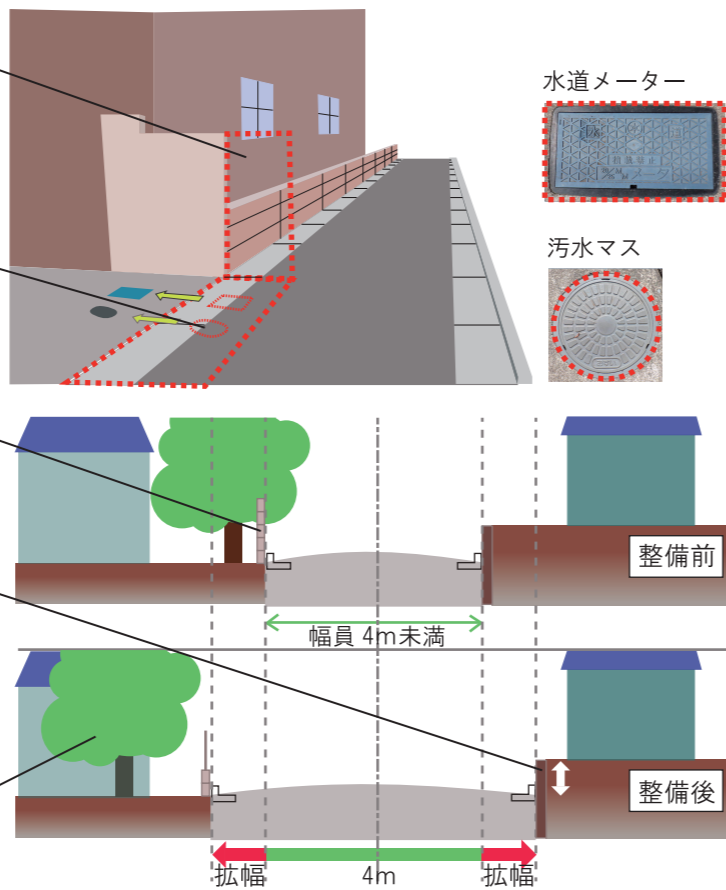
**擁壁の移設** ※撤去のみの場合は助成対象外です。

狭あい道路と敷地の高低差が以下のもの

0.5m以上 1.0m未満	5,000円/m
1.0m以上 2.0m未満	11,000円/m
2.0m以上 3.0m未満	32,000円/m
3.0m以上	51,000円/m

**樹木の移植** ※撤去のみの場合は助成対象外です。  
 ※家の建替えや増改築を伴う拡幅整備工事も可

幹回り30cm以上かつ樹高3m以上  
 10,000円/本



**詳しくは、ご相談ください。**

世田谷区 防災街づくり担当部 建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当

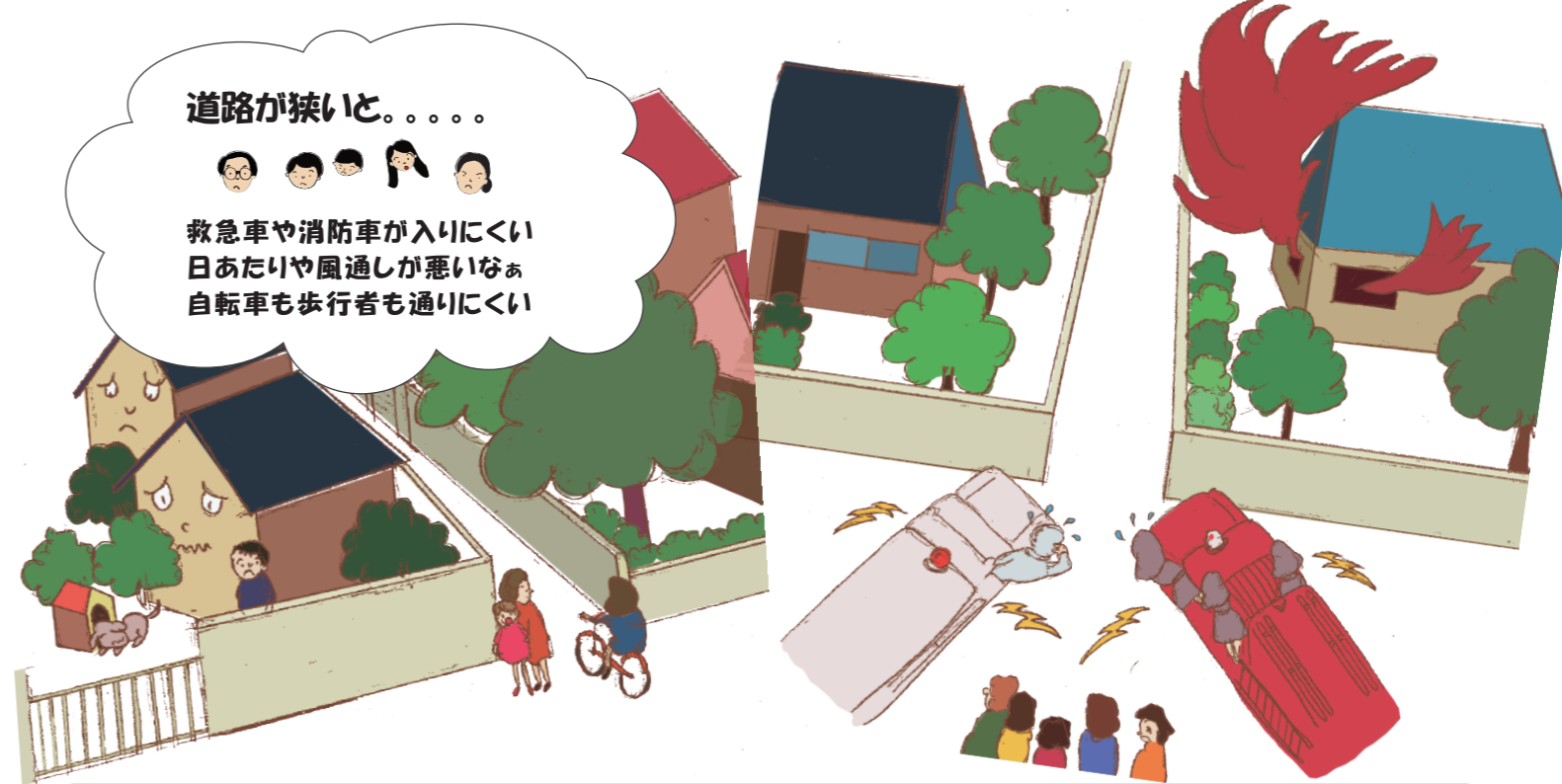
後退方法等に関するお問い合わせは、直接窓口までお越し下さい。

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1 TEL:03-6432-7187

※建築基準法第42条に規定する道路の種別につきましては、世田谷区電子地図情報配信サービス「せたがやiMap（地図のテーマ：指定道路図）」もあわせてご利用ください。  
 2023年10月発行



# 狭世田谷区 あい道路拡幅整備事業



**2項道路**

(建築基準法第42条第2項)により指定されている道路

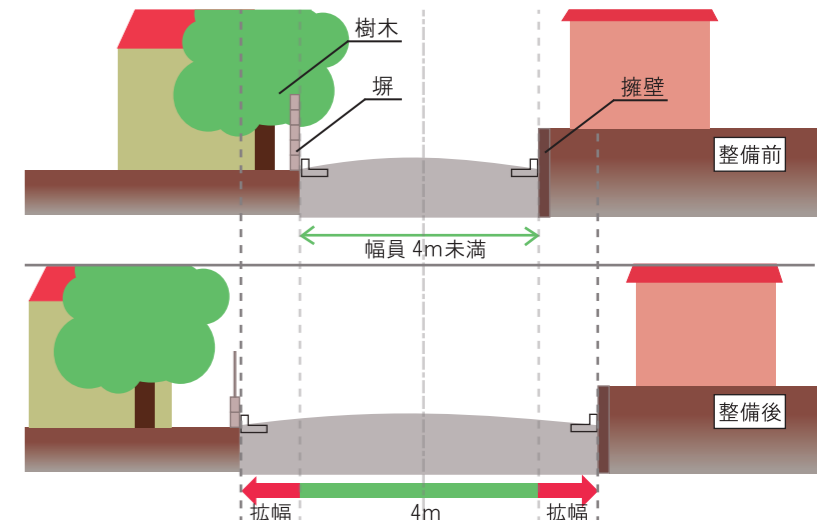
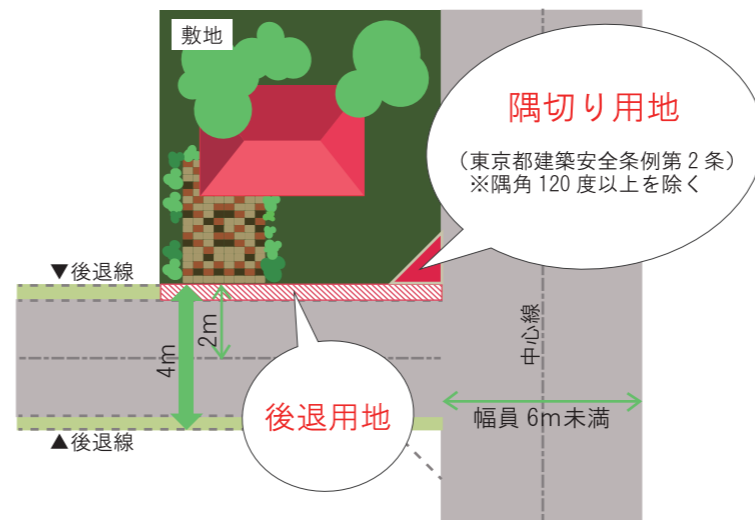
**位置指定道路**

(建築基準法第42条第1項第5号)のうち指定幅員が4mの道路

世田谷区では、これらのうち幅員が4m未満のものを『狭あい道路』と呼びます。

- 狭あい道路に接して建築行為等をする場合
- 建築行為等を伴わず狭あい道路の拡幅整備工事を希望される場合
- 狭あい道路に面する塀を撤去、新設する場合

狭あい道路拡幅整備事前協議書の提出をお願いいたします。



# 狭あい道路 事前協議から 拡幅整備工事 の主な流れ

## 狭あい道路拡幅整備事前協議書の提出

### 提出書類

- 狭あい道路拡幅整備事前協議書
- 付近見取図（案内図） 2部
- 狭あい道路及び狭あい道路に接する敷地の現況図 2部
- 狭あい道路及び敷地の横断面図 2部
- 敷地の求積図 2部
- 敷地の公図の写し（受付時より3カ月以内のもの）
- 土地登記事項証明書の写し（受付時より3カ月以内のもの）
- ※その他所有者が確認できる資料等を求める場合があります。

## 前面道路の確認

前面道路種別等を  
窓口にて**必ず**ご確認下さい

## 事前協議

**提出** 区による現場調査等 **協議内容の確認**

協議完了

**書類提出**

## 拡幅整備工事

測量・立会い等

整備工事

## 後退用地等の管理

所有権  
管理

狭あい道路拡幅整備事前協議書は**建築確認申請等の30日前**までにご提出ください。

事前協議済通知書の内容に変更が生じる場合は変更手続きが必要です。速やかにご相談ください。

私有のままの後退用地等には、固定資産税がかかります。整備等承諾、自主整備の場合で固定資産税の免除を受けるためには、ご自身で都税事務所へ申告をお願いいたします。

## 拡幅整備方法・管理方法等

### 無償使用承諾

区で拡幅整備工事を行います。後退用地の所有権はそのままですが、区が道路として管理します。後退用地等の固定資産税、都市計画税の免除を受けるには、都税事務所への申告が必要です。「無償使用承諾」で扱った物件は、ご希望により区で手続きを代行致します。※区整備にあたり各種注意事項があります。

### 寄附

区で拡幅整備工事を行います。後退用地等を分筆し所有権を区に移転後、区が道路として管理します。分筆するためには、対象地の境界（官民・民民）の確定、抵当権の抹消が必要になります。分筆時期等については、事前にご相談下さい。また後退用地の寄附に際して、奨励金を交付できる場合があります。※区整備にあたり各種注意事項があります。

### 自主整備

建築主等が拡幅整備工事、後退用地等の管理を行います。後退用地は道路です。植栽や花壇、植木鉢等を置くことや、駐車場、駐輪場にはできません。

### 整備等承諾

区で拡幅整備工事を行います。建築主等が後退用地等の管理を行います。拡幅整備工事の際に、私道及び隣接する土地所有者の承諾書が必要になります。砂利敷の場合や電柱や配管など支障物を移設しない場合は工事を行うことができません。

### 自主整備

建築主等が拡幅整備工事、後退用地等の管理を行います。後退用地は道路です。植栽や花壇、植木鉢等を置くことや、駐車場、駐輪場にはできません。

### その他

後退用地等の後退位置の確認のみ行います。※売買等の有効宅地調査などで区による拡幅整備工事を伴わないもの

区が後退用地を道路として管理できるように、**無償使用承諾**または**寄附**をお願いいたします。

特別区道

区管理道路

私道

2項道路

指定幅員が4mの  
位置指定道路

これらのうち幅員が4m未満のもの

## 事前協議済通知書の交付

## 建築確認申請等

事前協議済通知書を提示してください。

## 整備関係書類の提出



整備関係書類の提出を忘れずに